

## お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第7条第1項に基づく措置命令（令和7年12月18日付け）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

弊社は、「INVOL ULTRA コーティング for スマートフォン」と称するスマートフォン向けのコーティング剤及び「INVOL ULTRA コーティング for タブレット」と称するタブレット端末向けのコーティング剤の2商品を一般消費者に販売するにあたり、例えば、「INVOL ULTRA コーティング for スマートフォン」について、令和6年9月20日から同年10月23日までの間、当該商品の商品パッケージにおいて、「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」、「抗ウイルス・抗菌」等と表示することなどにより、あたかも、これら2商品をスマートフォン又はタブレット端末の画面等に塗布することで、傷の発生を防止する効果、細菌の増殖を抑制する効果及び特定のウイルスの数を減少させる効果が得られるかのように示す表示をしておりました。

また、弊社は、「INVOL Extra Fine コーティング for スマートフォン」と称するスマートフォン向けのコーティング剤及び「INVOL Extra Fine コーティング for タブレット」と称するタブレット端末向けのコーティング剤の2商品を一般消費者に販売するにあたり、例えば、「INVOL Extra Fine コーティング for スマートフォン」について、令和6年10月25日から令和7年8月21日までの間、当該商品の商品パッケージにおいて、「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」等と表示することなどにより、あたかも、これら2商品をスマートフォン又はタブレット端末の画面等に塗布することで、傷の発生を防止する効果が得られるかのように示す表示をしておりました。

弊社は、これらの表示について、消費者庁長官からの景品表示法第7条第2項に基づく資料提出要求に対し、データ等の資料を提出いたしましたが、当該資料はいずれも表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められませんでしたので、これらの表示は本件商品の内容について一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

最後に、本件によりお客様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、景品表示法に関する社員研修などによる法令遵守の徹底や、広告管理体制の強化などを実施し、再発防止に努めてまいります。

令和8年2月10日  
SB C&S 株式会社